

「データセンターサービスに関する契約約款」新旧対照表

注) 本対照表は、上記両約款の対照を示す目的で作成されたものであり、当該目的に反しない限りで一部省略している箇所があります。

データセンターサービスに関する契約約款 (新規適用約款)	インターネット接続サービス及びコロケーション・サービス契約約款 (旧適用約款)
<p>第1条 (約款の適用)</p> <p>1. 株式会社 IDC フロンティア (以下「当社」といいます) は、この「データセンターサービスに関する契約約款」(以下「約款」といいます) に定めるところにより、以下に記載するデータセンターにおいて又はインターネット・ネットワークを介して、お客様に本サービス (第3条に定義されます) を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none">① 東京有明第1データセンター② 東京有明第2データセンター③ 東京新川データセンター④ 東京新宿データセンター⑤ 東京虎ノ門データセンター⑥ 東京日本橋データセンター⑦ 神奈川横浜データセンター⑧ 大阪吹田データセンター⑨ アジアン・フロンティア (北九州) <p>2. 当社は、約款のほか、サービスレベル規程 (文書 B) を定め、これにより本サービスの内容を規定します。また、当社は、(i) サービス利用規程 (文書 A)、及び (ii) レジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への申請手続等に関する規程 (文書 C) を定めます。お客様はこれら (i) 及び (ii) の規程に従うこととします。</p> <p>3. 前項に定める規程は、特に断りのない限り、約款の一部を構成し、その変更等の手続きは約款に準じます。</p> <p>4. 当社は、第2項に定める規程とは別に、個別</p>	<p>第1条 (契約約款の適用)</p> <p>当社は、お客様に対し、本契約約款に基づいて、インターネット接続サービス及びコロケーション・サービスを提供します。</p> <p>第49条 (賃貸借関係の不存在)</p> <p>サービス利用契約は、サービス提供のための契約であり、不動産又は動産の賃貸借契約を構成するものではありません。したがって、お客様は、サービス利用契約の締結により、顧客設備を据え付けるコロケーション・エリア又は他の当社の施設について、賃借人としての権利を取得するものではありません。</p>

<p>規程を定める場合があります。約款とその個別規程の効力の優劣については、個別規程においてこれを定めるものとします。</p> <p>5. 約款は、当社ホームページ等において、いつでも閲覧することができます。また、当社は、いつでもお客様の求めにより、約款を記載した書面を交付します。</p> <p>6. 約款に基づく本サービス利用契約については、これを借地借家法上の賃貸借契約と扱うものではなく、お客様が当社に対して同法上の賃借人としての地位を取得するものではありません。</p> <p>第2条 (約款の変更)</p> <p>1. 当社は、約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更予定日の遅くとも60日前までにお客様に対し変更内容を通知します。通知の方法は、約款の定めるところによります。</p> <p>2. 約款の変更日以降は、本サービス利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</p> <p>3. 約款の変更がお客様にとって不利益となると合理的に認められる場合は、お客様は、当該変更にかかる通知が到達した日から30日以内に、当社に対して、書面をもって通知することにより、本サービス利用契約を解除することができます。</p> <p>4. 前項の場合、本サービス利用契約は、約款の変更の効力が生じる日の前日をもって、終了するものとします。</p> <p>第3条 (用語の定義) (略)</p>	<p>第3条 (契約約款の変更)</p> <p>(1) 当社は、お客様の承諾を得ることなく、本契約約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更日の遅くとも2週間前までにお客様に対し変更内容を通知し、当社ホームページ又はその他の方法により変更後の約款を提示するものとします。</p> <p>(2) 本契約約款にお客様にとって不利益となると合理的に認められる変更が加えられた場合、お客様は、当該変更にかかる通知を受領した日から10日以内に、当社に対して、書面をもって通知することにより、サービス利用契約を解除することができます。この場合、サービス利用契約は、本契約約款の変更が効力を生じる日の前日をもって、解除されるものとします。右期間内に当社にお客様の解除通知が到達しなかった場合、お客様は、本契約約款の変更を承諾されたものとみなされ、かかる変更が効力を生じた日以降、サービス利用契約には、変更後の本契約約款が適用されることとなります。</p> <p>第2条 (用語の定義) (略)</p>
--	--

<p>第4条 (利用の申込)</p> <p>お客様が、約款に基づいて本サービスの利用を申込もうとする場合には、当社所定の申込書に使用開始希望日、サービス(商品)名、費用、当初期間/契約満了日及び更新期間(単位)等本サービスの提供に必要な情報を記載のうえ、これを当社に提出することとします。</p> <p>第5条 (本サービス利用契約の成立)</p> <p>1. 本サービス利用契約は、前条の申込書を当社が承諾したときに成立します。</p> <p>2. 当社は、お客様から申込書を受領した後、合理的と考えられる期間でお客様の申込内容を審査し、以下の何れかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。</p> <p>① お客様の申込に従って本サービスを提供することが技術その他の理由で困難であるとき</p> <p>② お客様が本サービスの料金又はその他の費用の支払いを怠り、若しくは怠る虞があるとき</p> <p>③ お客様が本サービスの申込に際し、虚偽の記載・申告等をしたとき</p> <p>④ お客様に第21条(当社による解除)第1項各号若しくは第2項各号の何れかに該当する事由があるとき、又はその虞のあるとき</p> <p>⑤ お客様が違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様で本サービスを利用し、又は利用する虞があるとき</p> <p>⑥ お客様が当社又は第三者の信用を毀損する態様で本サービスを利用する虞があるとき</p> <p>⑦ お客様が、本サービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様で本サービスを利用する虞があるとき</p> <p>⑧ 上記各号のほか、当社が、お客様の申込に対して、継続的に本サービスを提供することが</p>	<p>第4条 (申込)</p> <p>本サービスの利用の申込は、申込対象となるサービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の申込書を提出して行うものとします。</p> <p>第5条 (契約の成立)</p> <p>サービス利用契約は、前条の申込を当社が承諾したときに成立するものとします。申込を承諾する場合、当社は、当社所定の申込受諾書を発行します。</p>
---	---

<p>できないと判断するとき</p> <p>3. 当社は、お客様の申込を承諾しない場合、その旨をお客様に通知します。</p> <p>4. お客様による本サービス利用契約の変更の申込は、第4条及び本条に準じます。</p> <p>5. 本サービス利用契約の成立は、これによりお客様がデータセンターにかかる物の所有権を取得するものではありません。但し、個別規程により定めた場合にはこの限りではありません。</p>	
<p>第6条 (契約に基づく権利の譲渡等)</p>	<p>第6条 (利用契約に基づく権利の譲渡)</p>
<p>1. お客様は、当社の書面による同意なしに、その全部又は一部を問わず、本サービス利用契約に基づく自らの権利を第三者に対して譲渡し、又は、免責的に債務を引き受けさせることはできません。但し、お客様が会社である場合に、その合併又は会社分割により、合併後の会社又は会社分割後の会社が本サービス利用契約上の地位を承継する場合はこの限りではありません。この場合、お客様は、上記の承継の予定を当社に対して事前に通知することとします。</p>	<p>いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意なく、全部、一部を問わず、サービス利用契約に定める自らの権利を譲渡し、又は、債務を引き受けさせるならないものとします。但し、法人の合併により、サービス利用契約上の地位を承継する場合はこの限りではないものとします。</p>
<p>2. 当社は、お客様の書面による同意なしに、その全部又は一部を問わず、本サービス利用契約に基づく自らの権利を第三者に対して譲渡し、又は、免責的に債務を引き受けさせることはありません。但し、当社が合併し又は会社分割する場合はその限りではありません。</p>	<p>第20条 (再販売)</p>
<p>3. 本条の規定に関わらず、お客様が当社との本サービス利用契約を維持しつつ、これに基づいて第三者に本サービスと同種のサービスを提供する場合は、本条の適用はありません。但し、当該第三者の行為はお客様の行為とみなします。</p>	<p>第6条及び第15条第3項の規定にかかわらず、お客様は、あらかじめ当社所定の契約を締結することにより、インターネット接続サービスを再販売することができるものとします。インターネット接続サービスを第三者に再販売した場合、お客様は、コロケーション・エリアの利用及びインターネット接続サービスに関する当該第三者の行為について、自己の行為と同様に全ての責任を負うものとします。インターネット接続サービスの再販売に関する契約は、本契約約款に定める当社の権利を損なわない条件によるものとします。</p>

<p>第7条 (名称や地位承継の際の変更手続き)</p> <p>1. 当社又はお客様は、その名称、商号、所在地又は代表者に変更があったときは、その相手方に対し、速やかに、変更があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。</p> <p>2. 会社の合併又は会社分割によりお客様の地位が承継されたときは、合併又は会社分割によりその地位を承継した会社は、当社に対し、承継の日から30日以内に、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。</p> <p>第8条 (サービス料金)</p> <p>1. お客様は、請求書記載の支払期日までに、当社指定の金融機関に宛ててサービス料金を支払うものとします。</p> <p>2. エネルギーや金属等の価格、雇用条件の変化等、経済情勢の変動により、サービス料金が不相当となった時は、当社は、本サービス利用契約の期間内でも、サービス料金を変更することができます。この場合、第2条の規定を準用します。</p> <p>第9条 (月額費用の支払)</p> <p>お客様が前条の規定に従い当社に支払うサービス料金に関し、その月額費用は、課金開始日より発生するものとします。但し、課金開始日が月初と異なる場合は、課金開始日から起算し、その月の使用日数を30で除した数に、月額費用を乗じて得た額(円未満の端数が出た場合は切り捨て、以下約</p>	<p>第7条 (お客様の名称等の変更及び契約上の地位の承継)</p> <p>(1) お客様は、その名称又は所在地に変更があったときは、当社に対し、速やかに、変更があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。</p> <p>(2) 法人の合併によりお客様の地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。</p> <p>第8条 (契約内容の変更)</p> <p>お客様は、サービス利用契約の内容の変更を当社に請求することができます。変更の申込及び成立については、第4条、第5条に準じるものとします。</p> <p>第9条 (サービス料金)</p> <p>お客様は、本サービス利用の対価として、当社の料金表に定める初期費用、月額サービス料金、及び、その他料金を支払う義務を負います。</p> <p>第10条 (初期費用)</p> <p>お客様は、サービス料金のうち、初期費用を、サービス利用契約成立後、最初の1ヶ月に対する月額サービス料金とともに、申込書記載のサービス開始日までに、支払うものとします。</p> <p>第11条 (月額サービス料金)</p> <p>(1) 月額サービス料金は、サービス開始日の翌日(課金開始日)を起算日として発生します。なお、課金開始日が月初めと異なる場合、課金開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額使用料の30分の1を乗じて得た額とします。</p> <p>(2) お客様は、月額サービス料金を、当社の発行する請求書に従い、固定制料金についてはサービス利用</p>
--	---

<p>款において同様とします) とします。</p> <p>第 10 条 (追加料金の支払)</p> <p>本サービス利用契約に定めがない場合でも、お客様の依頼又はお客様の責めに帰すべき事由により、当社がお客様に対して本サービス若しくはそれ以外のサービスの提供を行い、又はそれを継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合には、当社はお客様に対して相当な対価を請求することがあります。</p> <p>第 11 条 (支払遅延)</p> <p>1. お客様は、サービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、遅延損害金として、支払期日の翌日から支払日までの日数について年 14.5%の割合 (年 365 日の日割計算とします) で計算して得た額を、サービス料金に加算して支払うものとします。</p> <p>2. 当社は、お客様がサービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払を受けるまでの間、本サービスの提供を停止することがあります。</p> <p>第 12 条 (最低利用期間及び違約金)</p> <p>1. 当社は、本サービス利用契約について、最低利用期間を定めます。この最低利用期間は、(i) 当初 1 年間で定める場合、(ii) 当初 1 年間及びその後の更新期間ごとにその終了時までを定める場合、(iii) その他の方法により定める場合、があり、それぞれサービス仕様書又は本サービス利用契約によりその内容を定めます。</p> <p>2. 前項の最低利用期間内に、第 2 1 条 1 項又は第 2 2 条の規定により本サービス利用契約が終了した場合、お客様は、本サービス利用契</p>	<p>月の前月末日まで、従量制料金についてはサービス利用月の翌月末日までに支払うものとします。</p> <p>第 12 条 (支払)</p> <p>お客様は、サービス料金を当社指定の金融機関に支払うものとします。</p> <p>第 13 条 (支払遅延)</p> <p>(1) お客様は、サービス料金を、その支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として対象となるサービス料金とともに支払うものとします。</p> <p>(2) 当社は、お客様がサービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払が完了するまでの間、本サービスの提供を停止することがあります。</p> <p>第 46 条 (違約金)</p> <p>サービス利用契約期間内に第 42 条又は第 43 条第 3 項の規定により契約が解除された場合、お客様は、サービス利用契約の未経過期間に対応するサービス料金に相当する額を、違約金として、当社に支払うものとします。違約金の算定基礎となるサービス料金には、サービス利用契約解除の時点で確定している料金のみを含むものとします。違約金の支払期日は、第 42 条の規定による場合は解除通知後 30 日以内、第 43 条第 3 項の規定による場合は契約終了日までとします。</p>
--	--

<p>約に定めるとおり、違約金を支払わなければなりません。</p> <p>第 13 条 (特約による本章の規定の排除)</p> <p>本章の規定に関して、本サービス利用契約に別段の定めがある場合には、その定めが優先するものとします。</p> <p>第 14 条 (お客様の立入り及び利用)</p> <p>お客様がデータセンターに立入り、又はこれを利用する場合には、サービス利用規程を遵守するものとします。</p> <p>第 15 条 (データセンターの安全保持)</p> <p>1. お客様は、当社のデータセンター又はお客様装置若しくは他の利用者のネットワーク・システム等にデータセンターの安全の保持の上で問題となるような異常を発見したときは、速やかに当社にその旨を連絡するものとします。</p> <p>2. 当社は、当社のデータセンター及び当社のお客様の安全の保持のため、事前にお客様に通知のうえ、お客様装置の設置場所に立ち入って、お客様装置その他を調査し、又は検査することがあります。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合には、当社は事前の通知をせずに、上記の立ち入り、調査又は検査をすることができます。</p> <p>3. 前項の場合、お客様は合理的な理由なくしてこれを拒むことはできません。</p> <p>4. 当社は、データセンター又はインターネット・ネットワークに事故、異常その他の障害が発生したときは、当社の定めるところにより、速やかにその状況をお客様に通知します。但し、軽微なものについては、この限りではありません。</p>	<p>第 15 条 (立ち入り規則の遵守等)</p> <p>(1) お客様は、コロケーション・エリアに立ち入る際には、当社が別途定める立ち入り規則(ユーザー・マニュアルに収録)を遵守するものとします。当社は、随時、立ち入り規則を変更する権利を留保しますが、立ち入り規則を変更する場合は、速やかに当社ホームページ又はその他の方法により提示するものとします。</p> <p>(2) 相当の理由がある場合、当社は、お客様(お客様の従業員を含む)のコロケーション・エリアへの立ち入りを、一定期間禁止することができるものとします。</p> <p>(3) お客様は、当社の事前の書面による同意を得ることなく、コロケーション・エリアのいかなる部分をも、第三者に提供し、又は、利用せしめてはなりません。お客様が事前の同意を求めた場合、当社は、自らの裁量により、当該同意を留保することができるものとします。</p>
---	--

<p>第 16 条 (お客様装置の設置、撤去)</p> <ol style="list-style-type: none">1. お客様は、設置するお客様装置の内容を、事前に当社に対して届け出なければなりません。2. お客様がデータセンターにお客様装置を設置し、それらを交換し、又は撤去する場合には、それらの梱包及び移送に必要な資機材の手配を含め、すべてお客様が自らの責任においてこれを実施するものとします。3. お客様がお客様装置を新たに接続し、又は取り外そうとする場合には、これを遅くとも 48 時間前に当社に通知するものとします。4. お客様が、お客様装置の設置、交換又は撤去に際して、一般輸送業者等を起用する場合は、当該業者の責めに帰すべき事由により生じたデータセンター又は他の利用者の設備、装置その他の機器等の損傷等については、お客様が全てその責任を負うこととします。	<p>第 14 条 (顧客設備の据付)</p> <p>お客様は、本契約約款に規定される場所に従い、サービス利用契約を締結し、当社からコロケーション・エリアに立ち入ることについて承認を得た後に、顧客設備を据え付けるものとします。お客様は、顧客設備の据付について全ての責任を負うこととし、お客様若しくは第三者の責に帰すべき事由によりお客様又は第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>第 16 条 (顧客設備の増設及び交換)</p> <p>機種の変更などの理由で顧客設備の増設・交換を行う場合、顧客設備の梱包及び移送に必要な資機材の手配を含め、すべてお客様の責任において実施するものとします。お客様が、顧客設備の撤去に際して、一般輸送業者などを起用する場合、当該業者の責に帰すべき事由により生じた顧客設備及び当社又は他のお客様の設備の損傷等については、お客様がすべてその責任を負うこととします。</p>
<p>第 17 条 (当社の賠償責任)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本サービス利用契約に関して、お客様（お客様が立ち入らせた第三者及び一般輸送業者等も含みます、以下本条において同様とします）に、サービスレベル規程において減額を行うものとして定めがある事由に係る損害が生じた場合の当社の賠償責任は、その請求原因の如何を問うことなく、同規程における減額の総額を限度とし、当社はその他のいかなる賠償も行わないものとします。2. 前項に定めるほか、本サービス利用契約に関して、お客様に損害が生じた場合の当社の賠償責任は、その請求原因の如何を問うことなく、お客様が現実に被った通常かつ直接の損害を限度とし、かつその損害賠償額の合計	<p>第 28 条 (補償の制限)</p> <ol style="list-style-type: none">(1) お客様が、第 24 条、第 25 条及び第 26 条に基づいてそれぞれ減額を受ける権利を得た場合、特定の月における減額の合計金額は、当月における月額サービス料金額を超えないものとします。(2) 第 25 条に基づく月額サービス料金の減額対象となったダウンタイムについては、第 24 条に基づく過度のパケット・ロス又は伝送遅延としての月額サービス料金減額の対象とはならないものとします。(3) 当社は、次回請求する月額サービス料金の減額という方法でのみ、サービス料金の払戻しを行います。現金による支払いの請求は認められません。(4) お客様が無償でインターネット接続サービスを受領していた期間については、減額請求権は生じな

<p>は、該当する本サービス利用契約に定めるサービス料金の月額費用の1ヶ月分を限度とします。</p> <p>3. 本条において、当社がお客様装置その他の機器等の損傷又は滅失について賠償の責任を負う場合、当社の賠償責任額は、お客様装置のその時点における時価（客観的に妥当な額として当社が算定した額）に限定されます。</p> <p>4. 本契約における他の条項の定めに関わらず、当社は、お客様の逸失利益、データ・ソフトウェア等の喪失による損害及び予見可能性の有無に関わることなく特別な事情により発生した損害については、請求原因の如何を問わず、損害賠償の責任を負いません。</p>	<p>いものとします。</p> <p>(5) 上記第 24 条、第 25 条及び第 26 条は、当社がサービスそのものを全く提供できない場合及び適正なレベルのサービスを提供できない場合にお客様に認められる唯一の補償です。なお、本契約約款及び各種規則の規定に従い当社がお客様によるデータ通信を停止又は変更する行為は、適正なレベルのサービスの不提供には該当しません。</p> <p>(6) 伝送遅延又はダウンタイムの原因が、お客様による当社ネットワークへの接続帯域の限度を超えた使用、又はその他お客様の契約違反にある場合には、いかなる場合においても、減額請求権は生じないものとします。</p> <p>(7) (i) 当社が当社施設の貸主又は他の通信事業者に問い合わせた結果、停電の発生した事実が確認できなかった場合、又は(ii)停電が天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由もしくは当社の管理外の事由による場合は、減額請求権は生じないものとします。</p> <p>第 29 条 (その他の保証)</p> <p>本章に定める明示的な保証を除いて、当社は、本サービスの質について何ら保証するものではありません。当社は、(i)本サービスが中断されることなく提供されること、(ii)本サービスにエラーが存在しないこと、並びに(iii)コロケーション・エリア及び当社ネットワークのセキュリティが完全であること、のいずれをも保証するものではありません。</p> <p>第 30 条 (第三者の行為及び管理に関する免責)</p> <p>(1) 当社のネットワークとインターネットの他の部分(外部ネットワーク等)との間で交わされるデータ・フローは、当社において管理できるものではなく、当社はかかる管理を行っていません。</p> <p>(2) 第三者による作為又は不作為により、当社のお客様の外部ネットワーク(又はその一部)への接続が損</p>
---	--

	<p>なわれ、又は、中断する事態が生じた場合、当社は、当該事態を解消又は是正するために、当社が適当と判断する対策をとるべく商業的に合理的な努力を尽くします。しかしながら、当社は、かかる接続の障害又は中断が生じないことを保証するものではありません。当社は、かかる事態が生じた場合も、それによりお客様に生じた損害及び損失について、何ら責任を負わないものとします。</p> <p>第 32 条 (人身損害)</p> <p>当社は、コロケーション・エリアにおいてお客様の従業員又はお客様が立ち入りを承認した者に生じた人身損害について、賠償の責任を負いません。但し、当該損害が当社の故意又は重大な過失により生じた場合には、この限りではありません。</p> <p>第 33 条 (お客様の事業にかかわる損害)</p> <p>本契約約款第 6 章 (品質保証) に明示的に定めるものを除いて、当社は、本サービスの利用、お客様の事業、お客様の顧客、又は当社におけるお客様の使用人等の活動によりお客様に発生したいかなる損害及び損失についても、債務不履行責任、不法行為責任、その他の理由の如何を問わず一切責任を負いません。これは、当該損害発生の可能性についてあらかじめ通知されていた場合であっても同様です。</p> <p>第 34 条 (顧客設備の損傷)</p> <p>当社は、コロケーション・エリア内で生じた顧客設備の損傷、又は、滅失について、一切賠償の責任を負いません。但し当該損傷又は滅失が当社の故意又は重大な過失により生じた場合はこの限りではありません。当社が顧客設備の損傷又は滅失について賠償の責任を負う場合であっても、当社の賠償責任額は、顧客設備のその時点における時価に限定され、かつ下記第 35 条に定める制限に従うものとします。当社は、顧客設備の損傷及び滅失に関連してお客様に発生したいかなる</p>
--	--

<p>第 18 条 (第三者の請求に対する措置)</p> <p>お客様がデータセンターを利用することにより、下記のいずれかの損害について第三者から当社 (当社の役員及び従業員個人を含みます、以下本条において同じ) に対して、又はお客様及び当社を共同被告として請求又は訴訟等の法的手続きが提起された場合には、お客様は、請求原因の如何を問わず、自らの費用及び責任のもとお客様及び当社を防御するとともに、当社に支払いを命じられた損害賠償及びこれに伴う費用 (合理的な金額の弁護士報酬を含みます) について、当社に補償するものとします。</p> <p>(1) サービス利用規程に違反する行為により生じた損害</p> <p>(2) お客様の行為に起因して当社の他のお客様に生じた損害</p> <p>(3) お客様又はお客様の委託業者若しくはエンドユーザ (サービス利用規程第 2 条に定義されます) 等に生じた損害</p> <p>(4) 第 24 条の定めにより当社がお客様装置を撤去した場合に発生した第三者の損害</p>	<p>損害及び損失についても、債務不履行責任、不法行為責任、その他の理由の如何を問わず一切責任を負いません。これは、当該損害発生の可能性についてあらかじめ通知されていた場合であっても同様です。</p> <p>第 35 条 (損害賠償額の上限)</p> <p>本契約約款の他の規定にかかわらず、当社の、サービス利用契約にかかわるお客様に対する損害賠償額の合計の上限は、お客様に損害が発生した月の前料金月から起算して、過去 1 ヶ月間に、サービス利用契約に基づいてお客様が当社に支払った金額の合計金額とします。</p> <p>第 36 条 (第三者の請求に対する措置)</p> <p>お客様は、当社並びに当社の取締役、従業員、関係会社及び顧客 (以下「対象者」と総称) により提起され又は当社及び対象者に対して提起された、下記のいずれかの主張 (以下「対象請求」という) に基づく全てのクレーム、法的手続き及び請求について、当社及び対象者を防御するものとします。</p> <p>①お客様の事業に関する</p> <p>(a) 知的所有権の侵害又は無断使用</p> <p>(b) 書面又はその他の手段による誹謗中傷、猥褻物、ポルノグラフィック若しくはプライバシー又はパブリシティの権利の侵害</p> <p>(c) スпам、その他の攻撃的行為、嫌がらせ又は違法行為又はサービス利用規則若しくはスパムに関する規則の違反</p> <p>②お客様、お客様の従業員又は指定した業者の作為又は不作為に起因するコロケーション・エリア、当社のネットワーク、当社施設及び設備の損壊又は当社の他の顧客に生じた損害</p> <p>③本サービスに関連するお客様の従業員又はお客様の指定した業者の活動から同人らに生じた人的損害又は物的損害 (但し、かかる人的損害又は物的損害が当社の故意又は重大な過失のみにより生じた場合を</p>
--	---

<p>第 19 条 (秘密情報その他の扱い)</p> <p>1. 当社及びお客様は、それぞれ相手方が自らの秘密情報を知り得ることを了承し、秘密情報のいかなる部分も、その方法を問わず自己若しくは第三者のために利用することなく、かつその開示形態を問うことなくいかなる第三者にも開示・漏洩・披瀝しないものとします。但し下記の各号の情報は、秘密情報には当たらないものとします。</p> <p>(1) 相手方から開示を受ける以前から当事者が保有していた情報</p> <p>(2) 秘密保持義務を有する者以外から、直接又は間接的に、当事者に開示された情報</p> <p>(3) 開示後に公知となった情報 (但し、約款に違反して公知となった情報を除きます)</p> <p>(4) 秘密である旨又は秘密として保持すべき旨</p>	<p>除く)</p> <p>④顧客設備又はお客様の事業に起因するその他の損害</p> <p>第 37 条 (免責)</p> <p>お客様は、全ての対象請求について、当社又は対象者が第三者に対する支払いを命じられた損害賠償、費用及び報酬等について、当社及び各対象者に補償を行うことに同意するものとします。お客様は、更に、対象請求に起因する責任、損失、損害、支出及び費用 (合理的な金額の弁護士報酬を含む) について、当社及び各対象者に補償を行うことに同意するものとします。</p> <p>第 38 条 (通知)</p> <p>お客様は、覚知するに至った対象請求を、速やかに書面にて当社に通知するものとします。当社は、その裁量により、対象請求の防御及び和解に参加することを選択することができます。但し、当社の参加により、前二条に定めるお客様の義務は免除されるものではありません。</p> <p>第 40 条 (機密保持)</p> <p>(1) お客様は、本契約約款の条件を含め、当社の事業、事業計画、顧客情報、技術、製品及び当社で開発したソフトウェアに関する機密情報 (以下「機密情報」という) のいずれをも、本契約約款において明示的に認めているものを除いて、自らのために、又は、第三者のために使用することなく、また、第三者に対して漏洩しないものとします (但し、法律により求められる場合、又は、合理的に必要と判断される、当該当事者の弁護士、会計士又はその他の顧問に対する開示はこの限りではありません)。また当該情報の機密を保持するために合理的な措置を講じるものとします。但し下記の条件に当てはまる情報は、本契約約款にいう機密情報とは見なさないものとします。</p> <p>①当社から開示を受ける以前からお客様が保有してい</p>
--	---

<p>の指定がなされていない情報</p> <p>2. 前項の規定に関わらず、何れの当事者も、下記の場合には、秘密情報を開示することができます。</p> <p>(1) 弁護士、会計士又は税理士等の専門家（その当事者が委任する者に限る）に対して合理的と認められる範囲で秘密情報を開示する場合</p> <p>(2) 裁判所等の公権力の強制力ある命令により開示すべき義務を負う場合</p> <p>3. 本サービス利用契約終了後 30 日以内に、お客様は、当該終了の時点で所有している当社の秘密情報の全てを返却し又はこれを自らの責任において廃棄するものとします。</p> <p>4. 当社は、警察署、検察庁、総務省若しくは金融庁等の行政機関、裁判所、国会、地方公共団体、又は弁護士若しくは公認会計士等が、強制力の有無を問わず法令上の手続に従って秘密情報に当たらないお客様に関する情報の開示を求めた場合には、法令及びガイドライン等に従い、合理的且つ必要最小限度と認められる範囲で、これを開示することがあります。</p>	<p>た情報</p> <p>②当社に対して機密保持義務を有する者以外から、直接、又は、間接的に、お客様に開示された情報</p> <p>③開示後に公知となった情報。但し、お客様による本契約約款違反により公知となった情報を除く。</p> <p>④お客様が、独自に開発した情報</p> <p>⑤お客様において、法律又は行政庁若しくは裁判所の命令により開示すべき義務を負う情報。但し、かかる事由により機密情報を開示する場合、お客様は、遅滞なく、当社に対して、開示の必要性及び開示すべき情報を記した文書による通知を行い、開示すべき機密情報の範囲を最小限にとどめるため、当社に全面的に協力するものとします。</p> <p>(2) サービス利用契約終了後 30 日以内に、お客様は、当該終了の時点で所有している当社の機密情報のすべてを返却し、準拠法又は会計記録保持の要求に従うために必要なものを除いて、当該機密情報のコピーを作成し、又は、保持してはならないものとします。</p> <p>(3) 本条に定める義務は、サービス利用契約が終了した場合においても、その後 3 年間有効に存続するものとします。</p>
<p>第 20 条 (契約期間)</p> <p>本サービス利用契約は、当社又はお客様が、契約満了日の 30 日前までに、相手方に対し、書面による通知をもって更新を行わない旨の意思表示をしない限り、本サービス利用契約に定める申込の更新期間（単位）に従って自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。</p>	<p>第 41 条 (契約期間)</p> <p>(1) サービス利用契約の契約期間は、申込書に記載された「当初期間/契約満了日」とします。契約期間満了の 90 日前までにお客様又は当社から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合には、サービス利用契約は更新するものとし、更新後の契約期間は 1 年とします。その後も同様とします。</p> <p>(2) 契約終了後にいずれかのサービスを利用した場合、お客様は、その時点の当社の契約約款及び料金に基づいて、当該サービスを利用したものと見なされます。但し、この場合、当社は当該サービスを提供する義務を負うものではなく、お客様に</p>

<p>第 21 条 (当社による解除)</p> <p>1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス利用契約を直ちに解除することがあります。本項に基づく解除は、第 12 条 2 項に規定する違約金の支払の対象となります。</p> <p>(1) お客様がサービス料金を支払期日後 30 日間経過してもなお支払わないとき</p> <p>(2) お客様がサービス料金を支払期日までに支払わないことが 3 度あったとき</p> <p>(3) お客様がサービス利用規程に違反したとき</p> <p>(4) お客様が、破産・会社更生・特別清算・民事再生手続き等の申し立ての対象となったとき</p> <p>(5) お客様が提出した申込書の内容に虚偽の記載があるとき</p> <p>(6) 上記(1)乃至(5)のほか、お客様が約款の何れかの条項に違反し、当該違反の是正を求める書面による通知を受領した後 15 日以内に当該違反を是正しないとき</p> <p>2. 当社は、お客様が次の各号に該当すると当社が判断した場合、何らの通知及び催告なしに本サービス利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 当事者、当事者の特別利害関係者（役員（役員持株会を含みます。）、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員をいう。以下同じ）、当事者の重要な使用人、主要な株主若しくは取引先等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力</p>	<p>通知することにより当該サービスの提供を終了することができるものとします。</p> <p>第 42 条 (当社による解除)</p> <p>(1) 当社は、次に掲げる事由があるときは、サービス利用契約を解除することがあります。</p> <p>①お客様がサービス料金を支払期日後 15 日間経過してもなお支払わないとき</p> <p>②お客様がサービス料金を支払期日までに支払わないことが 3 度あったとき</p> <p>③お客様がサービス利用規則又はスパムに関する規則に違反したとき</p> <p>④お客様が、破産・会社整理・会社更生・特別清算・民事再生手続きなどの申し立ての対象となったとき</p> <p>⑤上記①、②及び③以外で、お客様が本契約約款のいずれかの条項に違反し、当該違反の是正を求める書面による通知を受領した後 15 日以内に当該違反を是正しないとき</p> <p>⑥お客様が、その責に帰すべき事由により、申込書に定める顧客設備据付希望日から 3 ヶ月を経過しても、コロケーション・エリアへの顧客設備の据付を行わないとき</p> <p>(2) 当社は、前項の規定によりサービス利用契約を解除するときは、お客様に対し、その旨を書面により通知します。</p> <p>(3) 当社は、当社の責めに帰さない事由により本サービスの提供を継続できないときは、お客様に対し現実に可能な限りの通知を行った上で、いつでも本サービスの停止又はサービス利用契約の解除ができるものとします。本条により本サービスを停止、休止、解除する場合は、当社はお客様に与える混乱を最小限に抑えるよう合理的な努力を払うものとします。</p>
--	---

<p>集団及びこれらに準じるものをいう。以下同じ)であることが判明したとき、又は当事者、その特別利害関係者、その重要な使用人、主要な株主若しくは取引先等と反社会的勢力との関与が明らかになったとき。</p> <p>(2) 自ら又は第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none">① 違法な又は相当性を欠く不当な要求② 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為③ 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為④ 被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為 <p>(3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、又は関係者である旨を伝えるなどした場合</p> <p>2. 当社は、前項の規定によるほか、本サービス利用契約に期限の定めのない場合に限り、90日前までに書面によりお客様に通知することにより、本サービス利用契約を解除することができます。</p> <p>第 22 条 (お客様による解除)</p> <p>お客様は、本サービス利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 30 日前までに、書面によりその旨を当社に通知するものとします。本条に基づく解除は、第 1 2 条 2 項に規定する違約金の支払の対象となります。</p>	<p>第 43 条 (お客様による解除)</p> <p>(1) お客様は、当社が本契約約款のいずれかの条項について重大な違反を犯し、当該違反の是正を求める書面による通知を受領した後 30 日以内に当該違反を是正しない場合、当社に対し、書面で通知することにより、直ちにサービス利用契約を解除することができます。</p> <p>(2) お客様は、第 21 条の規定に従い本サービスの内容が変更又は停止され、その結果サービス利用契約の目的が達成できなくなったと合理的に判断した場合、書面により当社に通知することにより、サービス利用契約を解除することができます。この</p>
---	---

<p>第 23 条 (お客様装置の撤去等)</p> <p>1. お客様は、本サービス利用契約が終了する場合には、本サービス利用契約の終了時までにお客様の責任と費用のもと、データセンター内に設置したお客様の設備を撤去し、データセンターを原状に復帰させるものとします。</p> <p>2. 前項に定める撤去及び原状復帰に当たっては、お客様は、その手配等について当社に事前に通知するものとします。</p> <p>3. 当社は、本サービス利用契約の終了日以降もお客様装置がデータセンター内に残存する場合には、お客様が現実にお客様装置を撤去又は原状復帰した日まで、お客様がデータセンターを利用したとみなして、お客様に対してその期間に対応するサービス料金相当額の2倍の額を請求することができます。但し、この場合、当社は第 24 条に定める権利を留保します。</p> <p>第 24 条 (当社によるお客様装置の撤去等)</p> <p>1. 当社は、お客様が、前条に定める指定日までにお客様装置の撤去及びデータセンターの原状復帰を行わなかったとき、又はこれらが不完全であったときは、何らの制限なしにお客様装置を所定の場所から移動させ、保管し、処分し、又はデータセンターの原状復帰</p>	<p>場合、サービス利用契約は、当社に通知が到達した日から 1 ヶ月を経過することにより終了するものとします。</p> <p>(3) お客様は、前二項に定める場合以外で、サービス利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 90 日前までに、書面によりその旨を当社に通知するものとします。</p> <p>第 44 条 (契約終了に伴う顧客設備の撤去)</p> <p>(1) サービス利用契約が期間満了又は解除により終了する場合、お客様は、契約終了日までに顧客設備を撤去し、コロケーション・エリアを原状に復帰するものとします。顧客設備を据え付けた際に、当社が標準的なサービスとして提供する以外のお客様の特別な要望に応じるために当社施設に何らかの変更を加えていた場合、当社が当該変更部分を復元するための費用は契約終了時にお客様が負担するものとします。</p> <p>(2) サービス利用契約の終了に際して顧客設備を撤去する場合、お客様は、撤去希望日の 2 週間前までに、撤去の手配等について当社に通知するものとします。また、同通知は、当社指定の「撤去通知書」によることとします。</p> <p>(3) 未払いのサービス料金がある場合、当社は、支払が完了するまで、お客様による顧客設備の撤去(コロケーション・エリア及び当社施設からの持ち出し)を禁止することがあります。</p> <p>(4) お客様が、契約終了日経過後も顧客設備を撤去しない場合(前項に基づき撤去を禁止されている場合も含む)、当社は、契約終了日の翌日以降のコロケーション・エリア使用にかかる費用をお客様に請求することができるものとします。更に、当社は、顧客設備をコロケーション・エリアから当社が適当であると考える場所に移動し、その移動に要した費用及び移動先における顧客設備の保管費用をお客様に請求することができるものとしま</p>
--	--

<p>をすることができるものとします。</p> <p>2. 前項の場合、当社は、移動、保管、処分（記憶装置に記録されたデータの消去又は破壊に要する費用も含みますがこれに限られません）及びデータセンターの原状復帰に要した費用のすべてをお客様に請求することができます。お客様装置の処分により当社が対価を得た場合には、当社はその対価をお客様の当社に対するいかなる債務にも充当することができます。</p> <p>3. 当社は、本条の規定によるお客様装置の移動、保管又は処分に関して発生したお客様の損害については、一切の責任を負いません。</p> <p>第 25 条 （条文の存続）</p> <p>本サービス利用契約の終了後も、本条に加え、第 1 1 条（支払遅延）、第 1 2 条（最低利用期間及び違約金）、第 1 4 条（お客様の立入り及び利用）、第 1 5 条（データセンターの安全保持）、第 1 6 条（お客様装置の設置、撤去）、第 1 7 条（当社の賠償責任）、第 1 8 条（第三者の請求に対する措置）、第 1 9 条（秘密情報その他の扱い）、第 2 3 条（お客様装置の撤去等）、第 2 4 条（当社によるお客様装置の撤去等）及び第 3 1 条（誠実協議及び合意管轄）の条文の効力はその後も存続するものとします。</p> <p>第 26 条 （非常時における重要通信の優先）</p>	<p>す。お客様はかかる請求書受領後 30 日以内に当該費用を支払うものとします。</p> <p>(5) 契約終了日から 1 週間を経過してもお客様が顧客設備を引き取らない場合（第 3 項により持ち出しを禁止されている場合も含む）、当社は、顧客設備を合理的な方法で処分し、その対価を当社のお客様に対する債権（前項の費用、未払いのサービス料金及び損害賠償債権を含む）に充当することができるものとします。</p> <p>(6) 当社は、前二項に基づく顧客設備の移動及び処分について、お客様に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの支払い義務も負わないものとします。</p> <p>第 39 条 （損害賠償責任の限定の存続）</p> <p>サービス利用契約が取り消され又は無効とされた場合であっても、本契約約款に定める損害賠償責任の免除及び限定に関する条項は、引き続き存続し、適用されることとします。</p> <p>第 47 条 （条文の存続）</p> <p>サービス利用契約の終了にもかかわらず、以下の条文は存続するものとします。</p> <p>第 13 条（遅延損害金）、第 14 条（顧客設備の据付）、第 15 条（立ち入り規則の遵守等）、第 16 条（顧客設備の増設及び交換）、第 17 条（コロケーション・エリア外への専用線等の接続）、第 19 条（外部ネットワークの使用）、第 21 条（サービス利用規則）、第 27 条（減額請求権の消滅）から第 39 条（損害賠償責任の限定の存続）、第 40 条（機密保持）、及び第 44 条（契約終了に伴う顧客設備の撤去）から第 55 条（重要通信の確保）</p> <p>第 55 条 （重要通信の確保）</p> <p>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する</p>
---	---

<p>1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、若しくは発生する虞があるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、又はこれを停止する措置を取ることがあります。</p> <p>2. 前項に定めた事由が生じたことにより、本サービス利用契約の目的を達成することができないときは、お客様は本サービス利用契約を解除することができます。この場合、当該解除はお客様の通知が当社に到着した日に効力を発するものとします。</p>	<p>おそれがある場合、当社は、災害の予防、被害者の救済、交通、通信若しくは電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を、優先的に取り扱う義務を負っています。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であって総務省令で定めるものについても、同様に、優先的に取り扱う義務があります。当社は、かかる優先的取扱いのために必要があると認める場合、総務省令で定める基準に従い、インターネット接続サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとします。</p>
<p>第 27 条 (不可抗力)</p>	<p>第 48 条 (不可抗力)</p>
<p>1. 何れの当事者も、天災地変その他当事者の責めに帰すことのできない事由による本サービス利用契約上の債務不履行については、何らの責任も負わないものとします。但し、当該当事者は、(i) 相手方に対して、当該事由を直ちに通知し、(ii) 当該債務を速やかに履行するために、商業的に合理的な努力を尽くすものとします。</p> <p>2. 前項の事由によりデータセンター又はお客様装置の全部若しくは一部が損害を受けたことにより、本サービス利用契約に基づいた利用が不可能となり、かつその復旧が著しく困難な場合には、何れの当事者も、相手方に書面で通知することにより、本サービス利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>3. 前 2 項のほか、当社は、当社の責めに帰さない事由により本サービスの提供を継続できなくなったときは、お客様に対し現実に可能な限りの通知を行った上で、本サービスの</p>	<p>(1) いずれの当事者も、天災地変その他当事者の責に帰すことのできない事由により、サービス利用契約上の債務（支払い義務を除く。以下同様）を履行することを得ず、又は、債務の履行が遅滞したことについて、又は、第 6 章に定める保証をなし得なかったことについて、何らの責任も負わないものとします。但し、債務の履行を遅滞した当事者は、(i) 相手方に対して、当該事由を直ちに通知し、(ii) 当該債務を速やかに履行するために、商業的に合理的な努力を尽くすものとします。</p> <p>(2) 当社施設又はコロケーション・エリアの全部又は一部が火災、台風、洪水等による損害を受け、サービス利用契約に規定される使用に不適切となり復旧が著しく困難な場合、いずれの当事者も、当該損害後 30 日以内に他方当事者に書面で通知することにより、当該サービス利用契約を解除することができるものとします。一方の当事者が解除を選択した場合は、両当事者は当該契約条件に基づく将来の責任から免除されるものとします。当社施設が被った損害が軽微で、当該サービス利用契</p>

提供を停止することがあります。この場合、当社はお客様に与える混乱を最小限に抑えるよう合理的な努力を払うものとします。

第 28 条 (マーケティング)

1. 当社は、お客様の承諾を得て、当社のホームページ、印刷物その他マーケティング資料に、お客様の名称、お客様が利用している当社のサービスの名称その他の情報を記載することがあります。この場合、当社は、お客様のガイドラインその他の規則に従います。
2. お客様は、当社の書面による承認が得られた場合に限り、お客様のマーケティング資料又はウェブサイト、本サービスを利用している旨、当社の商号、ロゴその他の当社の商標又はサービスマークを表示することができるものとします。この場合、お客様は、当社の商標ガイドラインその他当社がお客様に提示する規則を遵守するものとします。当社の商号、ロゴその他の当社の商標又はサービスマークに係る権利は、当社のみ帰属します。

第 29 条 (通知方法)

1. 約款に基づき当社がお客様に対して行なう通知その他の連絡は、当社ホームページによる掲示、電子メール、書面等の方式のうち、適切かつ合理的な方式でこれを行ないます。
2. 前項の通知その他の連絡は、お客様の届けに

約に規定する使用に全体的には不適切ではないとみなされる場合、また重大な被害を被ったが、いずれの当事者も解除を選択しなかった場合、当社は速やかに損害の修復を行うものとします。当社が再構築又は修理を行うにあたっては、これに合理的な時間が与えられるものとします。損害を受け又は破損したお客様の顧客設備の修理又は交換はお客様の責任で行うものとします。

第 50 条 (マーケティング)

- (1) お客様は、当社が当社のマーケティング資料及びウェブサイトにおいて、お客様の商号及び商標によりお客様との取引関係の存在を示し、お客様の事業内容を簡単に記述するなど、本条に従ってお客様の商号及び商標を使用する限定的な権利を許諾するものとします。お客様の商号及び商標に伴う営業権は、お客様のみに帰属するものとします。
- (2) お客様は、当社の書面による承認が得られた場合に限り、お客様のウェブサイト又はマーケティング資料に、お客様が当社のサービスを利用している旨のスローガン、及び、当社のロゴ、又は、その他の当社の商標又はサービスマーク又はロゴを表示することができるものとします。この場合、お客様は、当社の商標ガイドライン、及び、当社がお客様に提示する他のガイドラインを遵守するものとします。当社の商号、商標、スローガン及びロゴに伴う営業権は、当社のみ帰属するものとします。

第 51 条 (通知方法)

サービス利用契約に基づいてなされる通知及び通信は、手渡し、大手商業宅配便による引渡し、ファクシミリでの送信、書留郵便又は配達証明付き郵便での郵送のいずれかの方法で行われるものとします。但し、ファクシミリで送信された場合は、発信日から 5 日以内に、相手方において、確認の書面を受領することを

<p>従って行います。お客様の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡がお客様に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時にお客様に到達したものとみなします。</p> <p>3. 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、当社がお客様の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点で到達したものとみなし、ホームページへの掲載により行った場合は、お客様がホームページを閲覧することが可能となった時点で到達したものとみなします。</p>	<p>条件とします。いずれの場合においても、サービス利用契約に定める受領側当事者の住所、又は、いずれかの当事者が相手方に対して書面による通知により連絡した他の住所宛に行うものとします。当該通知は、配達された時点、又は、郵送又は送信の後 5 日目の、いずれか早い方の日になされたものと見なします。但し、ファクシミリで送信された通知又は通信について、確認書書面が通知の日か 5 日以内に相手方に届かなかった場合、当該通知又は通信は、なされなかったものと見なします。</p>
<p>第 29 条の 2 (担当者の選任)</p> <p>1. お客様は、本サービスの利用に関して、契約担当者及び技術担当者等を選任し、当社所定の手続により必要事項を登録するものとします。</p> <p>2. お客様は、契約担当者及び技術担当者等にお客様の約款に関する権限を委任したものとし、本サービス利用契約の申込、変更、更新拒絶及び解除、サービス料金の請求、技術情報の連絡並びに前条の通知その他の連絡等については、当該担当者を通じて行うことができます。</p> <p>3. お客様は、契約担当者及び技術担当者等に変更が生じた場合、当社所定の手続によりその旨を当社に通知するものとします。</p>	
<p>第 30 条 (保険)</p> <p>1. 当社は、本サービス利用契約の締結に関し、お客様に対して、お客様を保険契約者とし、当社を保険金の受取人とした本サービス利用契約の有効期間中有効な保険を契約するよう求めることがあります。</p> <p>2. 前項に従ってお客様が保険契約を付保した場</p>	<p>第 31 条 (保険)</p> <p>(1) お客様は、顧客設備に対する全ての危険を負担するものとし、サービス利用契約の有効期間中、顧客設備に関する全ての危険を担保する保険を維持するものとします (動産総合保険を含みますが、これに限定されるものではありません)。かかる保険には、保険の引受人が、当社、当社の関係会社、コロケーション・エリアの貸主及びそれらの取締</p>

<p>合、当社は、お客様に対し、当該保険証券（又は写し）又はお客様が保険料を納付していることを示す領収書（又は写し）を交付するよう求める場合があります。</p> <p>第 31 条 （誠実協議及び合意管轄）</p> <p>1. 約款に定めのない事項又は約款の解釈に疑義が生じた事項については、お客様と当社との間で、信義誠実の原則に基づいて協議の上解決するものとします。</p> <p>2. 本サービス利用契約上の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>役及び従業員に対する代位権を放棄する旨が規定されていないものとしします。</p> <p>(2) 当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、コロケーション・エリア内で生じた顧客設備に対する損害について、一切の責任を負わず、保険を購入する義務も負いません。</p> <p>(3) コロケーション・エリア内で顧客設備に損害が生じた場合、お客様は、最初に保険会社に対して保険金を請求するものとします。お客様は、保険会社が最終的に保険金請求の処理を完了するまでは、当社に対し、かかる損害を理由として、損害賠償その他の請求を行わないものとします。</p> <p>(4) お客様は、顧客設備に関してその従業員又は取引先に生じた損害についても、これを担保する保険を維持するものとします。</p> <p>第 52 条 （契約当事者間の関係）</p> <p>当社及びお客様は、互いに独立した契約者であり、サービス利用契約は、当社とお客様の間に、パートナーシップ、合弁、雇用、フランチャイズ又は代理店の関係を作り上げるものではありません。当社、お客様のいずれも、サービス利用契約に別途の明示規定がある場合を除いて、相手方を拘束する権限を有することなく、又は、相手方の事前の文書による同意を得ることなく、相手方の代理人として責務を発生させてはならないものとしします。</p> <p>第 53 条 （管轄裁判所）</p> <p>サービス利用契約上の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。</p> <p>第 54 条 （準拠法）</p> <p>当社のサービス利用契約上の解釈については、日本法に基づくものとします。</p>
---	--

<p><サービス利用規程></p> <p>第1条 (目的)</p> <p>本規程は、お客様が当社のサービスを利用するに当たり、その利用規則を定めたものです。本規程で用いられる語は、特に断りのない限り、約款と同一の意義を有するものとします。</p> <p>第2条 (定義) (略)</p> <p>第3条 (禁止行為)</p> <p>1. 当社は、以下の各号に掲げる行為を禁止します。</p> <p>(1) 10ヵ所以上のユーザネットその他のニュースグループ、フォーラム、リストサーバ、その他同様のグループやリストに実質的同じ内容のメッセージを掲示し、又は送信する行為。</p> <p>(2) 社会通念上、ネットワーク・システムに対するきわめて不適切な行為と考えられている行為(例として、DoS (Denial of Service) アタック、不正なコードの実行、ウェブページの損壊や書き換え、ポートの無差別スキャン、不正侵入、ウイルスの感染行為など)。</p> <p>(3) 社会通念上きわめて不適切であるとみなされるメッセージ、記事、その他のコンテンツをリストに対し掲示し、又は送信する行為。</p> <p>(4) 受取人から要請されていないあらゆる形態の営業目的のメッセージを送信し、又は通信する行為。</p> <p>(5) 当社、当社のサービス又は当社の他のお客様に関連するインターネット・ネットワークの情報を不正に改ざんし、又は消去する行為。</p> <p>(6) 当社、当社の他のお客様、又はエンドユーザ</p>	<p>第21条 (サービス利用規則)</p> <p>(1) お客様は、インターネット接続サービスを利用するにあたって、当社が別途定めるサービス利用規則及びスパムに関する規則(ユーザー・マニュアルに収録)を遵守しなくてはなりません。当社は、随時、これらの規則を変更する権利を留保しますが、規則を変更する場合は、速やかに当社ホームページ又はその他の方法により提示するものとします。</p> <p>(2) 当社が、政府機関又はその他の者より、当社のネットワーク又は当社のネットワークを通してアクセスしたネットワークが不適切又は違法に利用されている旨の通知を受けた場合、又は、当社が、かかる不適切又は違法な利用が行われている旨を知り、又は、当該不適切又は違法な利用が行われている可能性があるとして判断した場合、お客様は、当社又は政府機関による当該事案についての調査に協力するものとします。調査の結果、お客様の行為が違法又は不適切な点が発見された場合、当社は、お客様にその是正を要求することができるものとします。</p> <p>(3) お客様が前項の調査に協力せず又は是正要求に応じない場合、当社は、直ちに、お客様への本サービスの提供を停止することができるものとします。</p> <p>(4) 当社は、適用ある法令に従うために必要であると合理的に判断する場合、お客様に通知を行うことにより、本サービスの内容を変更し、又は、本サービスの提供を停止することができるものとします。</p>
---	--

<p>一に関する識別情報や連絡先情報を不正に入手することを目的とした行為、又はこれらの者へのなりすましを意図した行為。</p> <p>(7) インターネット・ネットワーク、又は当社若しくは第三者のネットワーク・システムの健全性又は安全性を脅かす行為。</p> <p>(8) 本サービスの対価の支払を不正に免れるような方法で本サービスを利用しようとする行為。</p> <p>(9) 当社の他のお客様のサービス利用の質を低下させたりこれに支障を来したりさせる行為。</p> <p>(10) 秘密保持契約義務に違反する行為。</p> <p>(11) 当社、当社の他のお客様又は第三者の財産若しくは機器を無許可で使用し、若しくは悪用する行為、又はそれらの財産若しくは機器の使用を妨害する行為。</p> <p>(12) 当社、又は当社の他のお客様等への迷惑行為。</p> <p>(13) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつく虞の高い行為。</p> <p>(14) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信若しくは表示する行為、若しくはこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。</p> <p>(15) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつく虞の高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為。</p> <p>(16) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。</p> <p>(17) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。</p> <p>(18) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正</p>	
---	--

<p>な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介し、又は誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為。</p> <p>(19) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。</p> <p>(20) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶ虞の高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。</p> <p>(21) 前8項のほか、本サービス、インターネット・ネットワーク、又はデータセンターに関連して、違法行為若しくは犯罪行為を行い、又は第三者にこれを教唆し若しくは幫助する行為。</p> <p>(22) その他、日本国の法令等に違反する行為。</p> <p>(23) インターネット・ネットワークを使用して、第三者のパスワードを不正に取得し、利用し、又はこれを第三者に利用させる行為。</p> <p>(24) インターネット・ネットワーク又は当社のサービスを経由した上で、第三者のサービスを利用して行う上記(1)乃至(23)の行為。</p> <p>(25) 上記各号に定めるほか、お客様が不特定の者によって受信されることを目的としてインターネット・ネットワークを使用する場合において、これにより第三者の権利が侵害され、又はその蓋然性が高いと当社が判断する行為。</p> <p>2. 当社は、エンドユーザーの禁止行為、又は第三者がお客様若しくはエンドユーザーのために行った禁止行為も、お客様の禁止行為とみなします。但し、お客様においてこれらを防止することがきわめて困難であると当社が認める場合には、この限りでないものとします。</p>	
---	--

第4条 (禁止行為に対する措置)

1. 当社は、お客様に禁止行為があると認めた場合には、いつでも、お客様への本サービスの提供を停止、制限し、又は本サービス利用契約を解除することができます。
2. 当社は、当社又はお客様のネットワーク・システムを保護するため、禁止行為に密接に関連する通信を行う (その蓋然性の高い場合を含む) IP アドレスに関連する全ての通信を拒否することがあります。
3. 当社は、お客様が禁止行為又は本規程に違反する行為をした場合には、これらを防止するための技術的措置を行うことができます。この場合、当社は、禁止行為又は本規程に違反する行為をしたお客様に対して、同措置に関連して生じた諸費用を請求することができます。
4. 当社は、お客様に禁止行為があると認めた場合において、その禁止行為に関して第三者からお客様の情報の開示を求められた場合には、法令及びその他のガイドラインに従い、お客様に照会のうえ、当社が相当と認める範囲でお客様の情報の開示を行うことがあります。当社は、お客様に上記照会を通知してから7日以内にお客様からその可否について回答を得られない場合には、お客様から開示について承諾を得られなかったものとみなします。
5. 本条の規定は、当社がお客様に対して損害賠償を請求する場合の制限又は予約を定めるものではありません。

第5条 (パスワード保護)

1. お客様は、パスワードを適切に保管及び管理しなければなりません。お客様は、お客様のパスワードを使用してなされたすべてのア

<p>クセスについて、すべての責任を負うものとします。</p> <p>2. インターネット・ネットワーク又は当社若しくはお客様のネットワーク・システムが不正な手段により取得されたパスワードの利用等により侵害された場合、当社は、独自の判断により、合理的な範囲内で、当該侵害をなした者のアクセスを禁止することができることとします。</p> <p>第6条 (入館規則の遵守)</p> <p>1. お客様は、データセンターへの入館が予定される者について、その身分を証明する書類その他所定の書類を添えて、あらかじめ当社に申請することとします。この場合、お客様の委託業者及びお客様がサービスを提供している者を含むものとします。</p> <p>2. 前項の申請について、当社はその内容を審査し、入館を拒絶する事情がないかぎり、その者を顧客登録票に記載します。</p> <p>3. データセンターへの入館は、顧客登録票に記載された者に限ります。</p> <p>4. 顧客登録票の記載に変更が生じる場合には、お客様は前3項の規定に準じて、これを当社へ申請することとします。</p> <p>5. お客様は、顧客登録票に記載された者以外の者を、データセンターへ立ち入らせたり、同行させたりすることはできません。</p> <p>6. お客様は、顧客登録票に記載された者の行為のすべてについて、その責任を負います。</p> <p>7. データセンターへの立ち入りは、当社が承認した区域に限られます。ただし、当社が別途承認した場合はこの限りではありません。</p> <p>8. 前7項のほか、データセンターへの入館に際しては、各データセンターの規則が適用されることとします。</p>	
---	--

<p>第7条 (利用規則の遵守)</p> <p>1. お客様は、データセンターの利用に際して、本規程のほか、各データセンターの規則及びカスタマーハンドブックが適用されることとし、これらに定められた一切の保安・安全措置に従うこととします。</p> <p>2. お客様は、以下の各号に定める物をデータセンターに持ち込まないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 飲食物(2) タバコ、ライター等の喫煙具(3) 爆発物又は武器(4) 有毒ガス又は大量の希ガス若しくは二酸化炭素等の危険物質を発生する物質(5) アルコール、所持が違法とされている薬品類又は酩酊をもたらす恐れのある物質(6) コンピュータや通信機器に妨害を与えるおそれのある電磁気機器(7) 放射性物質(8) ストレージ装置を除く一切の写真又は記録装置(9) その他上記各号に類するものでデータセンターの安全管理上問題のある物 <p>3. データセンターの利用に際しては、ゴミや不要品、紙製品その他の可燃物を放置せず、整理整頓を保つものとします。</p> <p>第8条 (ネットワーク・システムの表示等)</p> <p>1. お客様は、お客様のネットワーク・システムを構成するそれぞれの機器に、お客様名 (又は当社に書面で届け出られた略号) 及びこれらを識別する記号をラベルで表示しなければなりません。</p> <p>2. お客様は、お客様のネットワーク・システムを構成するそれぞれの機器に、その接続先をラベルで表示しなければなりません。</p>	
--	--

<p>3. お客様は、お客様のネットワーク・システムを構成する機器に接続するケーブル等の先端と末端に、お客様名（又は当社に書面で届け出られた略号）及びこれらを識別する記号をラベルで表示しなければなりません。</p> <p>4. お客様は、ネットワーク・システムを構成するに際しては、それぞれの機器について、電源コンセント規格、電力消費量、設置の際の間隔等が、メーカーの仕様及び指示に準拠して設置され、常にこれに従って作動するように設定することとします。</p> <p>第9条 （本規程の変更）</p> <p>当社は、本規程を変更することがあります。本規程を変更する場合は、約款の変更に関する手続きに準ずるものとします。</p> <p><サービスレベル規程></p> <p>第1条 （サービス仕様の定義）</p> <p>1. 当社は、お客様の申込に従い、それぞれのサービスのサービス仕様書に従って、本サービスを提供します。</p> <p>2. 当社は、個別のお客様に対して、サービス範囲記述書を定めることがあります。この場合は、サービス仕様書及びサービス範囲記述書のとおり、本サービスを提供します。</p> <p>第2条 （定義）（略）</p> <p>第3条 （サービス仕様書の交付）</p> <p>当社は、いつでも、お客様の求めにより、本サービスに該当するサービス仕様書（サービス範囲記述書を定めた場合はこれも含みます、以下同様とします）を交付します。</p>	
--	--

第4条 (サービス仕様書の変更)

1. サービス仕様書は、これを予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供は、変更後のサービス仕様書によります。
2. 前項に関わらず、当社は、本サービスを廃止するとき、又は本サービスの要素についてそのレベルを引き下げるとき等、本サービスの変更がお客様に対して不利益(但し軽微なものを除きます)を生じさせると判断したときには、データセンターサービスに関する約款第2条の手續に従うこととします。但し、上記不利益の発生の判断に際しては、当社は、サービス料金等の変更や代替措置の追加など総合的な事情を加味して、これを行うことができます。

第5条 (サービス仕様書の効力)

1. サービス仕様書は、当社約款及び本規程に従います。サービス仕様書の規定が当社約款又は本規程と異なる場合又は相反する場合には、当社約款及び本規程がサービス仕様書に優先するものとします。
2. サービス仕様書は、本サービスの品質を保証するものではありません。但し、本規程第3章以降に定められた場合に限り、その内容に従って、当社は品質性能目標を定め、又は品質保証を致します。

第6条 (個別仕様のサービスの提供)

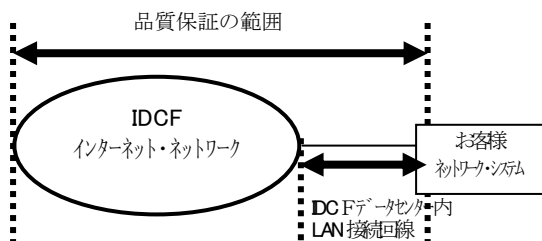
1. お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、本サービスに関する仕様の変更を申し込むことができます。但し、申込は、本サービスの提供の開始前に限ります。
2. 当社は前項の申込に対して、経済的、技術的その他の検証を行った上で、その受諾の可否を決定します。この場合、当社は、提供時期

<p>の限定やサービス料金の変更などを行う権利を留保します。</p> <p>3. 前2項に従って個別のサービスを提供する場合、その提供の条件は個別規程として定めることとします。</p> <p>第7条 (メンテナンスの実施)</p> <p>当社は、当社のインターネット・ネットワーク及びネットワーク・システムに対して、メンテナンスを行うことがあります。メンテナンスを行う場合には、当社が適切と考える方法により、事前にお客様にこれを通知します。ただし、緊急の場合に行うメンテナンスについては、この限りではありません。</p> <p>第8条 (第三者への委任又は外部委託)</p> <p>1. 当社は、本サービスの提供に当り、第三者に対して当社の業務を委任又は外部委託することがあります。</p> <p>2. 前項の場合、当社は、委任又は委託先の第三者を適切に管理するものとし、当該第三者の行為によりお客様に損害が発生した場合は、約款に定める条件に従う限り、当社の負担と責任においてこれを解決するものとします。</p> <p>第9条 (本規程の変更)</p> <p>当社は本規程を変更することがあります。本規程を変更する場合は、当社約款の変更に関する手続きに準ずるものとします。但し、軽微なものについては、この限りではありません。</p> <p>第10条 (品質目標及び品質保証)</p> <p>1. 当社は本サービスの品質に関し、本規程に定めるとおり目標を定め又は保証します。</p> <p>2. 品質目標は、当社のサービス提供の目標を定</p>	<p>第6章 品質保証</p> <p>第22条 (サービスの品質保証)</p> <p>当社は、過度のバケット・ロス及び伝送遅延の発生を極力少なくし、ダウンタイムの発生を回避するために、商業的に合理的な努力を尽くします。「過度のパケッ</p>
---	--

<p>めたもので、これに満たない場合でもお客様に対して何らの補償をするものではありません。</p> <p>3. 品質保証は、当社のサービスの品質の達成を保証するもので、もしこれに満たない場合には、当社はおお客様に対して、本規程に定めるとおり、サービス料金の減額をいたします。</p> <p>4. 品質目標及び品質保証は、これに満たない場合に当然に当社の過失が推定されるものではありません。</p> <p>第 11 条 (サービス仕様書への記載)</p> <p>当社は、本規程に従って品質保証を行うサービスについて、サービス仕様書又は個別規程にその旨記載します。サービス仕様書又は個別規程に記載のない場合には、品質保証を行うことはありません。</p> <p>第 12 条 (品質目標及び品質保証に関する用語の定義) (略)</p> <p>第 13 条 (品質目標の内容)</p> <p>当社は、当社のインターネット・ネットワークが下記の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力をします。</p> <table border="1" data-bbox="290 1512 694 1722"><thead><tr><th>品質目標基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>パケットロスが 1%未満であること</td></tr><tr><td>日本国内のいずれか 2 ルーター間での往復伝送遅延時間が 25 ミリ秒以下であること</td></tr><tr><td>可用性が 100%であること</td></tr><tr><td>障害通知時間が 30 分以内であること</td></tr><tr><td>障害復旧時間が 1 時間以内であること</td></tr></tbody></table> <p>第 14 条 (品質保証の範囲)</p> <p>当社は、お客様に対して、以下の各号をすべて満たした場合に、品質保証を行います。</p> <p>① 下図のインターネット・ネットワーク及びネ</p>	品質目標基準	パケットロスが 1%未満であること	日本国内のいずれか 2 ルーター間での往復伝送遅延時間が 25 ミリ秒以下であること	可用性が 100%であること	障害通知時間が 30 分以内であること	障害復旧時間が 1 時間以内であること	<p>ト・ロス」、「伝送遅延」及び「ダウンタイム」については、以下に定義します。</p>
品質目標基準							
パケットロスが 1%未満であること							
日本国内のいずれか 2 ルーター間での往復伝送遅延時間が 25 ミリ秒以下であること							
可用性が 100%であること							
障害通知時間が 30 分以内であること							
障害復旧時間が 1 時間以内であること							

ットワーク・システムの範囲内であること

② 本規程に定めがあること



第 15 条 (Severity の設定)

1. 当社は、本サービスの提供の状態について、次項に定める基準に従い、Severity を設定します。当社が品質保証に基づくサービス料金の減額を実施するのは、Severity1 として発行したトラブルチケットに対してのみとします。
2. Severity の基準は、下記に定めるところによります。

Severity	定義
Severity 1	全面的にサービスが提供不可となった場合
Severity 2	部分的にサービスが提供不可となった場合
Severity 3	上記以外

第 16 条 (可用性に関する品質保証)

1. 当社は、お客様に対し、当社のインターネット・ネットワークの可用性について、障害復旧時間を 10 分未満とすることを保証します。
2. 前項の基準を満たさない場合には、当社は、本規程及び本項の定めを限度として、本サービス利用契約のサービス料金を減額します。

障害復旧時間	減額の上限
10 分未満の場合	ゼロ (減額はいたしません)
10 分以上 180 分以下の場合	該当する本サービス利用契約の月額費用を 30 で除して得た額
180 分超の場合	該当する本サービス利用契約の月額費用を 10 で除して得た額

第 17 条 (遅延時間に関する品質保証)

第 23 条 (パケット・ロス及び伝送遅延)

当社は、個々のお客様のパケット・ロス及び伝送遅延の発生をモニタすることはしていませんが、当社の LAN、WAN 内でのパケット・ロス及び伝送遅延の総数をモニタしています。当社は、過度のパケット・ロス及び伝送遅延の発生を発見し、又は発生している旨の通知をお客様より受けた後、当社の基準に基づく測定により、お客様に過度のパケット・ロス又は伝送遅延が発生していると認めた場合、その原因を究明するために、また、その原因が当社ネットワーク上にある限りにおいて、問題を解決するために、商業的に合理的な対策を講じるものとします。

「過度のパケット・ロス」とは、お客様のパケット・ロス率が 1%を超えている状態を意味します。「伝送遅延」

<p>1. 当社は、当社が規定する方法による測定の結果、ある月のインターネット・ネットワークの月平均の往復遅延時間が 25ms 超となっても、それが 2 ヶ月以上連続しないことを保証します。</p> <p>2. 前項の当社の測定の結果は、当社 Web サイトにおいて掲示します。ただし、その閲覧には、ID とパスワードが必要になることがあります。</p> <p>3. 第 1 項の遅延時間は、東京日本橋データセンターと下記の各データセンター間の往復遅延時間の 1 ヶ月間の平均値 (全体平均) を用いることとします。ただし、ノード設置場所及び経路はお客様への連絡無く変更することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京有明第 1 データセンター ● 東京有明第 2 データセンター ● 東京新川データセンター ● 東京新宿データセンター ● 神奈川横浜データセンター ● 東京虎ノ門データセンター ● 大阪吹田データセンター ● アジアン・フロンティア (北九州) <p>4. 当社は、第 1 項の基準を満たさない場合には、本規程及び本項の定めを限度として、本サービス利用契約のサービス料金を減額します。</p>	<p>延」とは、(i)サンノゼー東京間での往復伝送遅延時間が 150 ミリ秒を超えている、又は(ii)日本国内のいずれか 2 ルーター間での往復伝送遅延時間が 20 ミリ秒を超えている状態を意味します。</p> <p>第 24 条 (過度の packets・ロス又は伝送遅延による月額サービス料金の減額)</p> <p>当社は、当社ネットワークにおいて発生した過度の packets・ロス又は伝送遅延を、その通知を受けてから 2 時間経過しても解決できないときは、当該過度の packets・ロス又は伝送遅延がお客様のネットワーク機器及び回線の障害に起因するものではない場合に限り、2 時間を超過して過度の packets・ロス又は伝送遅延が継続した時間に対するインターネット接続サービスの月額サービス料金を、次回請求するインターネット接続サービスの月額サービス料金から控除するものとします。但し、特定の月における減額の合計金額は、1 ヶ月分のインターネット接続サービスの月額サービス料金を超えないものとします。</p> <p>第 25 条 (ダウンタイムの継続による月額サービス料金の減額)</p> <p>当社は、当社ネットワークからインターネットへの接続においてダウンタイムがないことを 100%保証します。本契約約款において、「ダウンタイム」とは、当社の計測で、50%を超える packets・ロスが継続してお客様に発生している状態を意味するものとします。お客様にダウンタイムが発生した場合、当該ダウンタイムがお客様のネットワーク機器及び回線の障害に起因するものではない場合に限り、当社は、ダウンタイムが継続した時間に対するインターネット接続サービスの月額サービス料金を、次回請求するインターネット接続サービスの月額サービス料金から控除するものとします。但し、特定の月における減額の合計金額は、1 ヶ月分のインターネット接続サービスの月額サービス料金を超えないものとします。</p>
--	--

月平均の往復遅延時間	減額の上限
2 ヶ月連続して、インターネット・ネットワーク往復遅延時間の月平均が 25ms を超えた場合	該当する本サービス利用契約にかかる 2 ヶ月目の月額費用を 30 で除して得た額。3 ヶ月目以降同じく保証値を満たさなかった場合は、月毎に、月額費用を 30 で除して得た額

第 18 条 (停電によるサービス料金の減額)

1. 当社は、お客様に対し、お客様装置への電力の供給が中断しないことを保証します。但し、以下の各号に該当する場合を除きます。
 - (1) 停電が予定されており、これについてお客様が承諾している場合
 - (2) 停電がお客様のネットワーク・システムの故障を原因とする場合
2. 前項の基準を満たさない場合には、当社は、本規程及び本項の定めを限度として、該当する本サービス利用契約に係るサービス料金を減額します。

お客様装置	減額の上限
停電が発生した場合	当該停電が発生した月における当該お客様装置の停電継続時間の累計分数を 1 ヶ月の総分数で除した数に、月額費用を乗じた額

第 19 条 (機器の障害に関する品質保証)

1. 当社は、当社がお客様に提供する機器に障害が発生した場合、障害発生時刻から起算して、4 時間以内に復旧を完了させることをお客様に対して保証します。ただし、当社にてハードウェアの交換が必要と判断した場合には 10 時間以内に復旧を完了させることを保証します。
2. 前項の障害とは、本サービス利用契約に係る機器が全く使用できなくなった場合 (Severity1) とします。
3. 第 1 項の基準を満たさない場合には、当社は、本規程及び本項の定めを限度として、本サービス利用契約に係るサービス料金を減額します。

(停電による月額サービス料金の減額)

第 26 条 当社は、お客様のコロケーション・エリアへの電力の供給を 100%保証します。予定されていない停電が発生した場合、当該停電がお客様のネットワーク機器及び回線の障害に起因するものではない場合に限り、当社は、当該停電が継続した時間に対するコロケーション・サービスの料金を、次回請求するコロケーション・サービスの月額サービス料金から控除するものとします。但し、特定の月における減額の合計金額は、1 ヶ月分のコロケーション・サービスの月額サービス料金額を超えないものとします。

第 26 条の 2 (ハードウェア又はソフトウェアの故障による月額サービス料金の減額)

- (1) 当社は、お客様にハードウェア (物理的な装置そのものをいいます。以下同じとします。) を提供して行うサービスについて、当社の責めに帰すべき事由により、ハードウェアを全く使用することができない場合 (ハイアベイラビリティ構成の場合は、通常機および予備機の両方が使用できない場合をいいます。その装置に著しい支障が生じ、全く使用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。) において、お客様がそのことを当社に通知した時刻 (その前に当社がそのことを知ったときは、その知った時刻とします。以下、「利用不能確認時刻」といいます。) から起算して、装置を使用することが可能となったことを当社が別に定める方法によりお客様に通知することを最初に試みた時刻まで (以下、「利用不能時間」といいます。) が、次の表に掲げる利用不能時間を超えて継続し

区分	障害復旧時間	金額
ソフトウェアの故障など ハードウェア以外の故障 による場合	4 時間超	該当する本サービス利用 契約にかかる月額費用を 100 で除して、これに 15 を乗じて得た額
ハードウェアの故障によ る場合	10 時間超	該当する本サービス利用 契約にかかる月額費用を 100 で除して、これに 15 を乗じて得た額

第 20 条 (機器の設定変更に関する品質保証)

1. 当社は、機器の設定内容に関して、お客様の設定依頼に基づき、当社が設定変更に必要な全ての情報を受領した時刻から起算して、4 時間以内に係る設定の変更作業を実施することを保証します。この場合、設定の変更作業は当社の定めるところにより行い、これによるサービスの品質保証又は機器の動作保証は行いません。
2. 前項の基準を満たさない場合には、当社は、本規程及び本項の定めを限度として、本サービス利用契約に係るサービス料金を減額します。

設定内容	利用不能時間	金額
当社の定めによる	4 時間超	月額費用を 100 で除して、 これに 15 を乗じて得た額

第 21 条 (減額の制限)

1. お客様は、第 16 条乃至第 18 条による減額を合計し、本サービス利用契約の期間中 1 年間 (更新の場合も含みます) に 30 日分の月額費用を超える減額を受けることはできません。
2. お客様は、第 19 条及び第 20 条による減額について、1 月内にこれらの条項に基づいたトラブルチケットの発行が複数回なされた場合は、その中で最大の減額となる 1 つのトラブルチケットに基づく減額のみ受けることができます。

た場合、次の表に定める額を、お客様からの請求により減額又は返還します。

区 分	利用不能時間	減額又は返還する額の上限
(1) ソフトウェアの故障など(2)以 外の場合	4 時間超	使用料の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額
(2) ハードウェア故障	10 時間超	使用料の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額

- (2) 第 1 項の規定により計算して得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- (3) 第 1 項により減額又は返還する額の合計額は、暦月ごとに、使用料の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を上限とし、減額又は返還の回数は、暦月ごとに 1 回を限度とします。
- (4) 当社は、第 1 項に規定する料金返還の事由が発生した日から起算して 2 週間を経過したときは、その料金の減額又は返還の請求には応じません。

第 28 条 (補償の制限)

- (1) お客様が、第 24 条、第 25 条及び第 26 条に基づいてそれぞれ減額を受ける権利を得た場合、特定の月における減額の合計金額は、当月における月額サービス料金額を超えないものとします。
- (2) 第 25 条に基づく月額サービス料金の減額対象となったダウンタイムについては、第 24 条に基づく過度のパケット・ロス又は伝送遅延としての月額サービス料金減額の対象とはならないものとします。
- (3) 当社は、次回請求する月額サービス料金の減額という方法でのみ、サービス料金の払戻しを行います。現金による支払いの請求は認められません。

<p>3. お客様に対してトラブルチケットが発行された場合、そのトラブルチケットの発行時から24 時間を経過する前に別のトラブルチケットが発行されても、お客様はそのトラブルチケットに基づいて減額の請求を行うことはできません。</p>	<p>(4) お客様が無償でインターネット接続サービスを受領していた期間については、減額請求権は生じないものとします。</p> <p>(5) 上記第24条、第25条及び第26条は、当社がサービスそのものを全く提供できない場合及び適正なレベルのサービスを提供できない場合にお客様に認められる唯一の補償です。なお、本契約約款及び各種規則の規定に従い当社がお客様によるデータ通信を停止又は変更する行為は、適正なレベルのサービスの不提供には該当しません。</p> <p>(6) 伝送遅延又はダウンタイムの原因が、お客様による当社ネットワークへの接続帯域の限度を超えた使用、又はその他お客様の契約違反にある場合には、いかなる場合においても、減額請求権は生じないものとします。</p> <p>(7) (i)当社が当社施設の貸主又は他の通信事業者に問い合わせた結果、停電の発生した事実が確認できなかった場合、又は(ii)停電が天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由もしくは当社の管理外の事由による場合は、減額請求権は生じないものとします。</p>
<p>第22条 (免責事由)</p> <p>品質保証の基準に該当する事実が下記事由により生じた場合には、いっさい品質保証の対象とはなりません。</p> <p>(1) 本サービスの導入に関連して発生した場合</p> <p>(2) インターネット・ネットワークの遅延がお客様の計測のみにより認められる場合</p> <p>(3) メンテナンス (緊急メンテナンスを含みます) の場合</p> <p>(4) お客様の管理するネットワーク・システムの故障による場合</p> <p>(5) インターネット・ネットワーク以外の故障による場合</p>	<p>第29条 (その他の保証)</p> <p>本章に定める明示的な保証を除いて、当社は、本サービスの質について何ら保証するものではありません。当社は、(i)本サービスが中断されることなく提供されること、(ii)本サービスにエラーが存在しないこと、並びに(iii)コロケーション・エリア及び当社ネットワークのセキュリティが完全であること、のいずれをも保証するものではありません。</p> <p>第30条 (第三者の行為及び管理に関する免責)</p> <p>(1) 当社のネットワークとインターネットの他の部分 (外部ネットワーク等) との間で交わされるデータ・フローは、当社において管理できるものではなく、当社はかかる管理を行っていません。</p>

<p>(6) 可用性の品質保証基準に該当する事実があっても、冗長構成等によってお客様の回線の通信が確保できている場合</p> <p>(7) 外部からの攻撃、妨害等による場合</p> <p>(8) その他、不可抗力による場合</p>	<p>(2) 第三者による作為又は不作為により、当社のお客様の外部ネットワーク(又はその一部)への接続が損なわれ、又は、中断する事態が生じた場合、当社は、当該事態を解消又は是正するために、当社が適当と判断する対策をとるべく商業的に合理的な努力を尽くします。しかしながら、当社は、かかる接続の障害又は中断が生じないことを保証するものではありません。当社は、かかる事態が生じた場合も、それによりお客様に生じた損害及び損失について、何ら責任を負わないものとします。</p>
<p>第6章 故障又は障害の覚知及び減額申請</p> <p>第23条 (故障又は障害の覚知)</p> <p>1. 当社は、お客様のご連絡又は当社独自の調査により、品質保証に係る事由を覚知した場合は、トラブルチケットを発行し、お客様に対して当該チケット番号を連絡します。</p> <p>2. お客様の当社へのご連絡の方法は、当社所定の手続によります。</p> <p>第24条 (減額申請)</p> <p>1. お客様は減額申請を希望する場合には、当該チケット番号に基づいて当社所定の申請書に必要事項を記入の上、これを当社に対して提出することとします。</p> <p>2. 当社は、前項の申請内容を確認し、これを受理した場合には原則として翌月分のお客様に対する請求の際に減額を実施いたします。但し、障害発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。</p> <p>3. 減額申請の提出期限はその事由が発生した日から14日以内に行うこととします。</p> <p>4. 当社は、お客様から当社所定の減額申請書の提出を受けない限りは、減額を行うことはありません。</p>	<p>第27条 (減額請求権の消滅)</p> <p>(1) 第24条、第25条及び第26条に定める月額サービス料金の減額は、お客様の請求に基づいて、行われるものとします。</p> <p>(2) 第24条に基づく減額請求については、過度の PACKET・ロス又は伝送遅延の継続が通知後2時間を超えた時点、また第25条及び第26条に基づく減額請求についてはダウンタイム又は停電発生から5営業日以内に、月額サービス料金の減額請求手続きをとらなかった場合、お客様は、当該減額請求権を失うものとします。</p> <p>(3) 前項の請求は、当社指定の減額請求申請書によることとします。</p> <p>お客様は、減額請求時に、減額されるべき月額サービス料金を特定する必要はありません。</p>

<p>第 25 条 (当社の対応義務)</p> <p>当社は、故障又は障害のうち、トラブルチケットを発行したものに限ってこれを苦情と認識し、お客様に対応する義務を負うものとします。</p> <p><レジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への申請手続き等に関する規程></p> <p>第 1 条 (IP アドレス、ドメイン名又はデジタル証明書に係る申請手続き等の代行等)</p> <p>1. 当社は、お客様から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのお客様に代わってレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者に、当社サービスにおいて使用する IP アドレスの割当て若しくは返却、ドメイン名の割当て、変更若しくは廃止又は接続データベースへのドメイン名の追加、変更若しくは削除、デジタル証明書の発行、返却等の申請手続き等を行います。</p> <p>2. 前項の場合において、お客様は、レジストリ、レジストラ及びデジタル証明書発行者に対して当社が代位弁済することを承諾するものとします。</p> <p>第 2 条 (IP アドレス又はドメイン名に係る申請手続き等の際の情報提供等)</p> <p>1. お客様は、それぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者が定める登録規則及び情報取扱の規定等を承諾したうえで、当社に申請手続き等の請求を行うこととします。</p> <p>2. お客様は当社へ提供する情報のうち、それぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証</p>	<p>第 18 条 (ドメイン情報及び登録申請)</p> <p>お客様は、当社に対してドメイン・ネームの登録手続きを依頼することができます。登録手続きについては申込書に記載の料金が別途かかります。なお、当社において登録手続きを行う場合のドメイン・ネームは、株式会社日本レジストリサービス (JPRS) 管轄のものに限ります。</p>
---	--

<p>明書発行者への申請手続き等に必要情報 (個人情報を含む場合があります) について、当社よりそれぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者へ提供することに同意したものとします。</p> <p>第3条 (提供情報の更新手続き等)</p> <p>1. お客様は当社がそれぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者へ提供したお客様の情報に変更が生じた場合、それぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への情報の修正、削除等の手続き (以下「更新手続き」といいます。) の請求を当社に対して行うものとします。</p> <p>2. 前項により、お客様より更新手続きの請求があった場合、当社は、速やかにそれぞれのレジストリレジストラ、又はデジタル証明書発行者へ更新手続きを行い、手続き完了後、その旨をお客様に通知します。</p> <p>第4条 (免責)</p> <p>当社は、レジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者の規定・判断により、お客様に IP アドレス、ドメイン名又はデジタル証明書の取得ができない場合であっても、それによりお客様が受けた損害について責任を負いません。</p> <p>第5条 (本規程の変更)</p> <p>当社は本規程を変更することがあります。本規程を変更する場合は、当社約款の変更に関する手続きに準ずるものとします。但し、軽微なものについては、この限りではありません。</p>	<p>※以下の条項は、新適用約款には直接対応する規定のない条項です。</p> <p>第17条 (コロケーション・エリア外への専用線等の</p>
---	---

	<p>接続)</p> <p>顧客設備を用いたコロケーション・エリア外へのデータ通信の接続及び顧客設備の工事・維持・運用は、これに係る電話会社への通信回線の発注及び当社との構内接続を含め、すべて、お客様が、自己の責任において行うものとします。当該回線にかかる電話会社のサービスの変更又は終了に伴う工事についても、同様とします。当社との構内接続については、申込書に記載の料金が別途かかります。毎月の電話及び専用線の利用料金は、サービス料金に含まれていません。これらの利用料金は、電話会社から直接お客様に請求されることとなります。</p> <p>第 19 条 (外部ネットワークの使用)</p> <p>インターネット接続サービスには、当社のネットワークから、他の公営又は私営のネットワーク (以下「外部ネットワーク」という) ヘデータを発信する機能の提供を含みます。当社は、しかしながら、お客様による外部ネットワークの利用について、何らサービスを提供するものではありません。外部ネットワークを利用される場合、お客様は、自己の責任において、必要とされる当該外部ネットワーク管理者の承認を取得する必要があります。当該外部ネットワークに利用規則が存在する場合、お客様は、それを遵守するよう求められます。当社は、お客様による外部ネットワークの利用規則違反等の行為について、何ら責任を負うものではありません。当社は、また、外部ネットワークの運営 (サービスの停止等) について、お客様に対し、何ら責任を負うものではありません。当社のネットワークと外部ネットワークとの相互接続点についても、同様に、当社は責任を負いません。</p> <p>第 45 条 (契約終了についての債務の不存在)</p> <p>いずれの当事者も、本契約約款の条項に基づくサービス利用契約の期間満了又は解除による終了について、相手方に何らの債務も負わないものとします。但し、</p>
--	--

	<p>責のある当事者に対する損害賠償の請求を妨げません。当該契約の終了に先立って発生した請求又は債務(支払期日の到来している料金の支払いなどを含む)は、契約の終了にかかわらず、存続するものとします。</p>
--	---